

行政法第 9 回の設問において紙幅の都合上記載しきれなかった参照条文を掲載します。

もちろん、これらの条文をすべて使い切らなければ解答することができないというわけではありませんが、解説末尾に記載した最高裁判例（特に最判平成 27・12・14 民集 69 卷 8 号 2404 頁）を見ると、以下に挙げた参照条文の多くが引用されており、結論を導くにあってこれらの条文の検討が重要であることを示しています。より詳細な検討に取り組む意欲のある方は、ぜひ目を通してみてください。

なお、最後に掲載した建築基準法の条文は、ステップアップに記載した問題を検討する上で、最判昭和 59・10・26 民集 38 卷 10 号 1169 頁が工事の完了の時点で狭義の訴えの利益が失われるとした建築基準法に基づく建築確認との異同を検討してもらいたいという趣旨で掲載しました。

【参照条文・完全版】

○都市計画法（抄）

第 4 条 1 2 項 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

同条 1 3 項 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

第 7 条 2 項 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

同条 3 項 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

第 1 3 条 1 項 7 号 ……市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。

第 2 9 条 1 項 都市計画区域……において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（……指定都市又は……中核市……の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

1 号～1 1 号 略

第 3 0 条 1 項 前条第 1 項……の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1 号 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

2 号 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」

という。)の用途

3号～5号 略

第33条1項 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準……に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

1号～14号 略

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為……については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

1号～14号 略

第36条1項 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

同条2項 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

同条3項 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。（以下略）

第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1号～2号 略

第42条1項 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物……に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

第 43 条 1 項 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物を新築……してはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

1 号～5 号 略

第 81 条 1 項 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、……相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

同項 1 号 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者……

2 号～4 号 略

第 92 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

同条 3 号 第 29 条第 1 項……の規定に違反して、開発行為をした者

○建築基準法（抄）

第 7 条 5 項 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。